

令和6年第2回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会
議事日程

令和6年11月15日（金）
午後1時30分開会

[第1号]

- 第1 仮議席の指定
- 第2 諸般の報告
- 第3 議長選挙 8番 中島 清晴 議員（松阪市議会議長）

[第1号の2]

- 第1 議席の指定 31名出席
- 第2 会議録署名議員の指名 10番 冨田 薫（桑名市議会議長）
34番 尾上 壽一（紀北町長）
- 第3 会期の決定 1日
- 第4 報告第1号 令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合繰越明許費繰越
計算書について
（承認）
- 第5 承認第1号 専決処分の承認について（三重県後期高齢者医療広域連合監
査委員条例の一部を改正する条例）
（原案承認）
- 第6 承認第2号 専決処分の承認について（三重県後期高齢者医療広域連合会
計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例）
（原案承認）
- 第7 議案第7号 副広域連合長の選任同意について
（原案同意）

- 第 8 議案第 8 号 三重県後期高齢者医療広域連合広域計画（第 4 期）の一部変更について
（原案可決）
- 第 9 議案第 9 号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について
（原案可決）
- 第 10 議案第 10 号 令和 6 年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
（原案可決）
- 第 11 認定第 1 号 令和 5 年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
（原案認定）
- 第 12 認定第 2 号 令和 5 年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
（原案認定）
- 第 13 議案第 11 号 監査委員の選任同意について
（原案同意）

**令和6年第2回
三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会
《 議 案 等 一 覧 》**

○報告第1号

令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合繰越明許費繰越計算書について

令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合繰越明許費の繰越しについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、報告するものである。

○承認第1号

専決処分の承認について（三重県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、三重県後期高齢者医療広域連合監査委員条例（平成19年三重県後期高齢者医療広域連合条例第4号）の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものである。

三重県後期高齢者医療広域連合監査委員条例（平成19年三重県後期高齢者医療広域連合条例第4号）の一部の改正

（令和6年4月1日専決処分、令和6年4月1日施行）

[改正理由]

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正による条ずれに対応するため、同法の条項を引用している三重県後期高齢者医療広域連合監査委員条例について所要の改正を行うものである。

[改正内容]

第4条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

○承認第2号

専決処分の承認について（三重県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、三重県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和2年三重県後期高齢者医療広域連合条例第1号）の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものである。

三重県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和2年三重県後期高齢者医療広域連合条例第1号）の一部の改正

（令和6年6月1日専決処分、令和6年6月1日施行）

[改正理由]

会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、三重県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例について所要の改正を行うものである。

[改正内容]

題名を次のように改める。

三重県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例本文中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

○議案第7号

副広域連合長の選任同意について

三重県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定に基づき、三重県後期高齢者医療広域連合副広域連合長を次のとおり選任したいので、議会の同意を求めるものである。

志摩市大王町波切1000番地2

橋 爪 政 吉 （志摩市長）

○議案第 8 号

三重県後期高齢者医療広域連合広域計画（第 4 期）の一部変更について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 4 8 号）により、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）等が改正され、本年 1 2 月 2 日以降、現行の被保険者証、限度額適用認定証等は発行されなくなる。

このことに伴い、三重県後期高齢者医療広域連合広域計画（第 4 期）において規定する「被保険者証」等の用語を改正するため、同広域計画の一部を改正しようとするものである。

○議案第 9 号

三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 4 8 号）により、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）等が改正されたこと、また、急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の徴収猶予の取扱いについて厚生労働省から通知されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

○議案第 1 0 号

令和 6 年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度三重県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

補 正 額	2 6 , 5 1 2 千円
補正後の予算額	2 5 9 , 4 3 6 , 5 5 5 千円

○認定第1号

令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合の一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会に認定を求めるものである。

歳入総額	237,474,331円
歳出総額	233,546,559円
歳入歳出差引額	3,927,772円
継続費逡次繰越額	0円
繰越明許費繰越額	0円
実質収支額	3,927,772円

○認定第2号

令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会に認定を求めるものである。

歳入総額	254,366,462,564円
歳出総額	246,437,736,151円
歳入歳出差引額	7,928,726,413円
継続費逡次繰越額	0円
繰越明許費繰越額	404,027,000円
実質収支額	7,524,699,413円

○議案第 11 号
監査委員の選任同意について

三重県後期高齢者医療広域連合規約第 16 条第 2 項の規定に基づき、三重県後期高齢者医療広域連合監査委員を次のとおり選任したいので、議会の同意を求めるものである。

議会議員のうちから選任する監査委員
名張市鴻之台 3 番町 7 2 番地
永 岡 禎 (名張市議会議長)